

## 小樽商科大学サークル共用施設管理運営規則

(昭和59年4月1日制定)

(設置)

第1条 小樽商科大学（以下「本学」という。）に、本学学生の課外活動助成施設として、小樽商科大学サークル共用施設（以下「サークル施設」という。）を置く。

(趣旨)

第2条 サークル施設の管理運営については、国立大学法人小樽商科大学財産管理規則に定めるもののほか、この規則に定めるところによる。

(管理運営)

第3条 サークル施設の管理運営の責任者は、教育担当副学長とする。

2 サークル施設の管理運営及び使用に関する事務は、学務課が行う。

(使用者)

第4条 サークル施設を使用できる者は、課外活動を目的として学長に届出て承認を得た学生の団体（以下「団体」という。）とする。

(施設及び用途)

第5条 サークル施設に次の施設を置き、すべて使用団体の共用とし、次の使用期間の区分及び用途に従って使用するものとする。

(1) 短期使用（1日限り）

ア ミーティングルーム 会議，研究会等に使用する。

イ 練習室（大・中・小） 音楽，演劇等の練習に使用する。

(2) 長期使用（許可の日から当該年度限り）

ア 共用室 連絡打合せ及び資料の保管等に使用する。

イ 資料作成室 資料の印刷作成に使用する。

ウ 楽器保管庫 各種楽器の保管に使用する。

エ 器具保管庫 各種器具の保管に使用する。

(使用日及び時間)

第6条 サークル施設を使用できる日及び時間は、次のとおりとする。ただし、教育担当副学長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

(1) 使用日 月曜日から土曜日まで（国民の祝日に関する法律「昭和23年法律第178号」に規定する休日及び12月28日から翌年1月4日までを除く。）

(2) 使用時間 午前9時から午後9時まで

(使用手続)

第7条 サークル施設を使用する場合は、次の期間内にそれぞれ所定の使用願を学務課に提出し、教育担当副学長の許可を受けなければならない。

(1) 短期使用施設 使用日の2日前まで

(2) 長期使用施設 毎年4月1日から5月31日まで

2 サークル施設の鍵の取扱い及び保管は、学務課で行う。ただし、勤務時間外については、警務員室で行う。

(遵守事項)

第8条 サークル施設を使用する者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 許可された目的以外の使用及び転貸はしないこと。
- (2) 使用時間を厳守すること。
- (3) 火気の取扱い及び火災予防に留意すること。
- (4) 設備、備品等無断で、模様替、移動及び新設しないこと。
- (5) 掲示物その他これに類するものは、所定の場所に行うこと。
- (6) 使用後は清掃及び消灯し、すべて原状に復すること。
- (7) その他係員の指示に従い、適正に使用すること。

(使用許可の取消)

第9条 サークル施設の使用を許可された団体が、この規則に違反するなど、管理運営上支障をきたすと認められる場合は、その使用の中止又は許可を取り消すものとする。

(損害の弁償)

第10条 サークル施設を使用する者が、故意又は過失により設備、備品等を破損又は滅失した場合は、その損害を全額弁償しなければならない。

(雑則)

第11条 この規則に定めるもののほか、サークル施設の使用について必要な事項は、教育担当副学長が別に定める。

附 則

この規則は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、昭和63年3月28日から施行する。

附 則

この規則は、平成元年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

小樽商科大学サークル共用施設使用願

平成 年 月 日

小樽商科大学教育担当副学長 殿

使用団体名

使用団体責任者 学生番号

氏 名

住 所

電話番号

顧問教員

氏 名

下記のとおり使用したいので許可をお願いします。

なお、使用にあたっては、小樽商科大学サークル共用施設管理運営規則を遵守します。

使用施設 及び期日	短期 使用	1 ミーティングルーム 2 練習室(大) 3 練習室(中) 4 練習室(小)	年 月 日 時 分 から 時 分 まで
	長期 使用	1 共用室 2 資料作成室 3 楽器保管庫 4 器具保管庫	年 月 日から 年 3月 31日まで
使用人員	名		希望室名
使用目的			備 考

※ 使用施設の番号を○印で囲むこと（ミーティングルーム、共用室を希望の団体は、希望室名欄に室番号を記入すること）

小樽商科大学サークル共用施設使用許可書

平成 年 月 日

使用団体名

使用団体責任者

学生番号

氏 名

殿

小樽商科大学教育担当副学長

印

平成 年 月 日付けの使用願出について、下記のとおり許可する。

使用施設 及び期日	短期使用 施設		年 月 日 時 分 から 時 分まで
	長期使用 施設		年 月 日から 年 3月31日まで
許可条件	使用にあたっては、小樽商科大学サークル共用施設管理運営規則を遵守すること。		
備 考			